

彦根市教育委員会 様

要保護・準要保護 児童生徒就学援助費受給申請書

令和 6 年度就学援助費の給付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者 (保護者)	申請年月日	令和 年 月 日	※ 太枠内を記入ください			
	住所	〒 _____ マンション・アパート名・部屋番号 彦根市 (_____ 号)				
	保護者 氏名				電話番号	— —

1. 世帯の状況 (※枠が不足する場合は、コピーして2枚目に記入ください)

小・中学校の対象児童生徒	フリガナ 氏名	学校名	学年	生年月日
	1	(フリガナ) 氏名	小学校 中学校	年
2	(フリガナ) 氏名	小学校 中学校	年	平成 年 月 日
3	(フリガナ) 氏名	小学校 中学校	年	平成 年 月 日
4	(フリガナ) 氏名	小学校 中学校	年	平成 年 月 日
5	(フリガナ) 氏名	小学校 中学校	年	平成 年 月 日

児童生徒以外の世帯員	氏名	児童・生徒との 続柄	生年月日	勤務先・学校名
	1	(申請者)		大正 昭和 平成 令和 年 月 日
2			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
3			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
4			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
5			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

2. 住宅の状況 (※該当する番号に○をしてください)

1	持家	
2	借家 (月額 _____ 円)	※共益費等は含みません

3. 申請理由

次のいずれかに当てはまる場合は、該当する番号に○をしてください		
1	現在、生活保護を受けている	
2	最近まで生活保護を受けていた	令和 年 月まで
3	現在、児童扶養手当の支給を受けている	※ 児童手当ではありません。
4	市民税が非課税である	※ 対象年度：令和5年度または令和6年度
5	生活状況が経済的に不安定であり、困っている (生活保護基準の1.2以下)	※ 令和6年1月1日時点で彦根市に住民登録がされていない世帯員がいる場合は、前住所地の市役所発行の令和6年度所得証明書を添付してください。

次のいずれかに当てはまる場合は、該当する番号に○をしてください。		
※以下の申請は、必要書類の提出が必要です		
	対象年度	必要な添付書類
6	個人事業税の減免を受けている	令和5年度または令和6年度 保護者全員が減免を受けたことを証明する書類
7	市民税の減免を受けている	令和5年度または令和6年度 保護者全員が減免を受けたことを証明する書類
8	固定資産税の減免を受けている	令和5年度または令和6年度 保護者全員が減免を受けたことを証明する書類
9	生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている	令和5年度または令和6年度 貸付けを受けたことを証明する書類
10	国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けている	令和5年度または令和6年度 保護者全員が減免または徴収猶予を受けたことを証明する書類
11	国民年金保険料の免除を受けている	令和5年度または令和6年度 保護者全員が免除を受けたことを証明する書類
12	職業安定所に日雇労働者として登録されている	令和5年度または令和6年度 日雇労働者であることを証明する書類

4. 同意事項および委任事項

(1) 就学援助費給付審査のため、私と私の世帯員の住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況等についての情報を彦根市教育委員会が閲覧することに同意します。

(2) 学校徴収金について、未納が生じた場合は、給付口座を校長口座へ変更することおよび就学援助費を学校徴収金に充当することに同意します。

(3) 学校徴収金について、未納が生じた場合において、就学援助費の請求、受領および返納等に係る一切の権限を、対象児童・生徒の在籍する校長に委任します。

彦根市教育委員会 様

委任者
氏名(申請者) _____

5. 就学援助費の振込先口座 (※申請者名義の口座に限ります)

金融機関名		口座番号 (右寄せ7ケタ)						
	銀行 信用金庫 農協	●	●	●	●	●	●	●
支店名	預金種目	口座名義人 (フリガナを記入)						
支店 出張所 代理店	普 通 ・ 当 座	(フリガナ) ----- (氏名)						

6. 注意事項

- 次のいずれかに該当する場合は、就学援助の認定ができないことがあります。
 - 世帯員等の市県民税の申告が令和6年4月末までに完了していない。
 - 申請書類または添付書類に不備がある。
- 虚偽の申請を行った場合は、認定を取り消し、就学援助費の返還を命じることがあります。
- 学校給食費については、彦根市就学援助規則第4条の規定により彦根市教育委員会から、直接、学校給食の管理者に支払いますので、保護者に給付することはありません。
ただし、認定月について既に支払われている金額がある場合は、他の援助費と同様に支給します。